

函館市監査公表第30号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年8月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

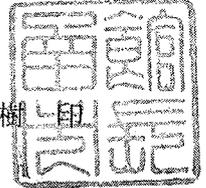
函館市監査委員 松 宮 健 治

函 南 地
平成30年8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹 印



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <input type="text" value="その他（行政監査）"/>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <input type="text" value="意見・要望事項"/>			
(2) 公用車の利用状況について 5台以上の車両を配置する支所の中に、稼働日の4割を下回る車両を多数配置している状況があることから、配置台数を見直すべきと考える。			
措置内容, <input type="text" value="対応・考え方"/>			
○ 当地域は、海岸線に沿った約35キロメートルの細長い地形に漁港が10箇所、市道が100路線あることなどの地域的な実態を考慮し、連絡用車両のほか、山林道巡視・作業用の車両を配置してきたところであり、これら用途が限られた車両や老朽化による廃車予定車両がありましたことから、使用頻度が低かったものでございます。			
○ 公用車につきましては、平成24年度までは13台配置しておりましたが、25年度は11台、27年度は10台、平成29年度は9台と業務内容等の変更に応じて台数を見直してきたところでございますが、今後におきましても、業務内容や使用状況等を勘案しながら、見直しを図って参りたいと考えております。			